

住居確保給付金支給事業の状況について

1 制度の概要

離職・廃業後2年以内で、住居(賃貸)を失うおそれが生じている方に対して、就労支援とともに、3ヶ月間の家賃助成を行っている。

なお、国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、令和2年4月20日より対象者を拡げ、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由や当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方も支給対象とした(別紙参照)。

2 申請件数

(1) 令和2年4月の申請件数 950件(概数)

(2) 過去3年間の申請件数

平成29年度 72件

平成30年度 104件

令和元年度 107件

申請受付は、「ぷらっとホーム世田谷」(世田谷区社会福祉協議会)に委託して実施している。

3 予算措置

令和2年4月20日より支給対象を拡大したこと等により、申請件数が急増し、当初予算に不足が見込まれるため、以下のとおり予算措置を行う。

【事業費見込み】給付金概算 約1,184,030千円

- ・当初予算額28,000千円に対し、4月末までの受付実績58,661千円(概算)
- ・補正予算成立までに不足が見込まれる31,015千円を予備費で対応
- ・今後必要となる1,125,015千円を第1回区議会臨時会に補正予算を上程予定
- ・特定財源 国庫支出金3/4

4 今後のスケジュール(予定)

令和2年5月13日 第1回臨時会に補正予算を上程

住居を失うおそれのある困窮者への支援の拡充(住居確保給付金の対象範囲の拡大)

令和2年度 補正予算案: 27億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対して、住居確保給付金を支給できることとする。(省令改正)

支給対象(現行)

- ・ 離職・廃業後2年以内の者

拡大後

- ・ 離職・廃業後2年以内の者
- ・ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体)

【補助率】 3/4

- 【支給要件】
- 収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を超えないこと
(東京都特別区の目安)単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
 - 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと(但し100万円を超えない額)
(東京都特別区の目安)単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
 - 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

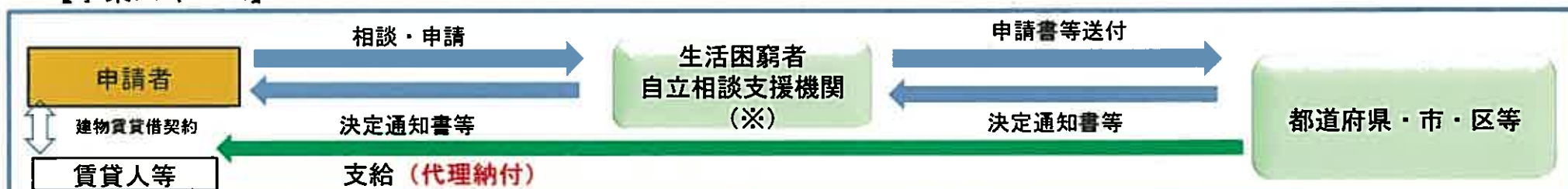
等

【支給額】 (東京都特別区の目安)単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



※ 住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置